巻末資料

【巻末資料 図1 万博記念公園の将来像】





【巻末資料 表 1 森の区分と人の関与 】

		人の関与		参加する対用。	<u>_</u>
	(5)	ū	16		-
	***************************************				_
名様内薬器件 アラカジ・クスノキ・	配置性を待つ展果樹林が育成されるま	育民に関与ののちい	自委提及- 在第- 表来。	国際の表演しつしませた戦める。自然指責・組織主キの乗しから	
スタツイギ (張雅雅の第)。	で、同僚などの管理を行う。その後は	自想にまかせる。		「際しる利用を主とする。社業林とは果なり、人の便入は妨げな	_
	(連移にまかせる「自立した森」として人			あ、(原則、立ち入り乗止掛仗終けない。}・・	-
	為関与を行わない。3			春の育成遺程にも利用者に参加いただく。	-
毎単 (5 かかや・コンキ・レキニレ		特学者を中心に緊促しつり、発展数本へ気		ラント 天祖中義知識・ならなななのに、本の義和する。	4
*		様を図る。年来に戻り、野穂のこ林緑娥を除		。たのクローから本の親のや様に洋から大乗の名を乗した。	-
	事永久的C-5	O35.		幸の資成通程にも利用者に参加いただく	-
■※-① ケヤキ・エノキ・アラカシ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、独談館を中心に緊促しつり、純談内棋館と称		主物の育成空間として人間の利用は関尾されるが、自然観察の	÷
*		戦器禁の間公共とする。		多とした風気の ご 世間し たこく・・	-
		将来に使り、所徒的に禁禁機を除伐する。。			4
年第1607年末。		将来に使り、所貌的に枝抜き、枯槁枝の除去		計算部林を楽しむ鑑賞利用を想定する。 。	÷
		年の管理および禁殺機の除役を行う。			-
米型とエコトーン。		水生植物や水草-	-	(中格的な水辺の略めを鑑賞するとともに、生きものを観察する場	-
		既を行う。必要に応じて、国路からの集戦を		としての利用を想定する。生きものの生態環境力くりにも利用者	-
		遊儀する樹木を整理する。	- (に参加してもろう。	-
海瀬 〇 アペマキ・クスキ・コナラ			日本的に管理。 こわたり、森の姿を維持	○一かしに伴いられた十年たちが休ねへ入り、教養・依様・由然	-
林(観井更新の説)。		•	しつづける。毎年、単刈を行い、明るい林味受	- 観察・自然遊びなどを行う利用を目指す、森の育成通程にも利用	-
		-	間を創出。	手に参加いただく。	-
単単(ひ アカマッ林(6) 単葉生		-	と行い 将来に使り数の姿を維持す	東第-モホの鑑賞-配稿:	-
(本の説)。			2.0	・森の東台・校の港の投資地の明るい松林として経費・休息の場と	4
				■ここの利用を想定する。。	4
無単心 アカマッ・ヒッドッツッキ			を行い、将来に	■アカマッキの下にシッツがある間 西後谷の乗 税を乗しむ権害者	÷
(⑤)外展機士体の数)。			戻り数の姿を循体ししかける。:	用を想定する。 :	т
有机	5	•		『た木や雑貨し、多品 傷の氏木に ひいて詳しぐわることが サキ、系	-5
			は、 野頭の鹿翅、 君山	- 森や街の実の利用など乗らしとのかかかりのあからも楽しむこと	-
			他など全体景観を管理。 。	の出来る利用を想定する。。	7
*##	5		毎年、他の間後、特護性の間後を行う。	■大戦を雇と−休息に竹井の乗載を確請する利用を参えする。か	ź
				ラケノコを吹わう利用も呑料であり根銭する。 ハ	т
貴本(ブラタナス、ケヤギ、サクラ)ニ			なたにより独形を維持する。	ごつおりかりを基大な金木素類を鑑賞し、ブラクナスやサクラなど	-
			支柱を怠慢し、倒木の予防を行う。 3	会へ書館係を参していた性付う利用を想定する。	ा
ケヤキ・アラカシ・クス /キの早番林			毎年、単刈を行い将来に戻り終の姿を維持しつ	トクリエーション・聞きん・	-
		•	4000	佐生と後する様であり木味の下で体験・田崎、レクリエーションの	~
				操として利用されることを参えする。。	-
小店場 (スポット)。		•	自然の果実に不然合いなシッツ件の刈り込み	- 木辺や森の鑑賞と森のなかでの休息の場としての利用を想足す	÷
		•	を除表する。毎年、広場部分の単刈を行い、明るい空間を維持する。	*************************************	
24.	-	5	推供、副総領で附近の決略し、副共権な対任の	★大な性生体等でのレクリエーション、田美の場としての利用を	rai.
			単体もろう	*お足する、水辺では子供の観水利用を想足する。 **	4
					0

【巻末資料 図3 将来の目標とする水系(案) 】



【巻末資料 表2 水系の保全と活用への対処(案)】

	【Ⅰ.水系の保全】	【Ⅱ、水系の活用】
現状·課題	○植栽の繁茂、土砂の堆積・流失による水辺構造の単純化 ○水系の存在により、周辺樹林地の温度が確保。	○景観上、分断された水系。 ○樹木の繁茂等により遮蔽され、良好な水辺景観が乏しい。 ○休憩施設等、水辺空間の施設活用が乏しい。 ○上記理由により、水とのふれあいの場が消失。
日標像	○生物多様性豊かな水系の維持・保全・再生 ○国内希少種が生息する貴重な水系維持 モリアオガエル、ニッポンバラタナゴ、イタセンパラ、 ゲンジボタル、ヘイケボタル等々	○休息、遊び、学び、散策が楽しめる水系。 ○多くの人を引き付ける多彩で良好な水系・親水空間。
对亦手段	①園内生物多様性の保全を継続②希少性の生息環境保全を継続	①植栽整理による、自然観察・散策空間の創出。 ②水系景観の連続性確保。 ③新たな水辺景観の創出。 ④親水施設の整備。 ⑤水辺の遊び場の創出。
年次計画		
短中期 ~2020)	・生物多様性に配慮した施設整備及び植栽管理の継続・ ・国内水系頼りに生息する国内希少種の保全・ ・生態系に影響を及ぼす、特定外来生物の駆除	・自然観察・散策空間の創出 (周辺樹木整理・浚渫・未生木撤去等による水辺景観・ 空間の改善)。 ・水遊び空間の創出(浚渫の実施、水中柵・安全施設等の設置)。
長・長々期 ~2070)	·上記内容継続	・新たな水辺景観の創出・親水施設の整備 自然文化園(水辺のレストラン・親水デッキ・体憩施設等の施設設置) 日本庭園(中央休憩所改修、船着き場等修景観施設の設置) ・水系景観の連続性確保 水澄ましの池~夢の池~日本庭園に至る水系の連続性を 親水施設整備と併せ修景。
プログラム	・市民参画による自然環境保全の取り組み拡充(水系動植物調査・水辺自然環境保全・再生)	・親水空間を利用したイベント開催 自然文化園:自然観察や環境保全型農業体験等の 体験型プログラムの開発 日本庭園: 水辺空間を活用した新たな集客 (ホタル観賞会、観蓮会の継続も含む)イベントの開発

【巻末資料 図 4 万博記念公園日本庭園八景]

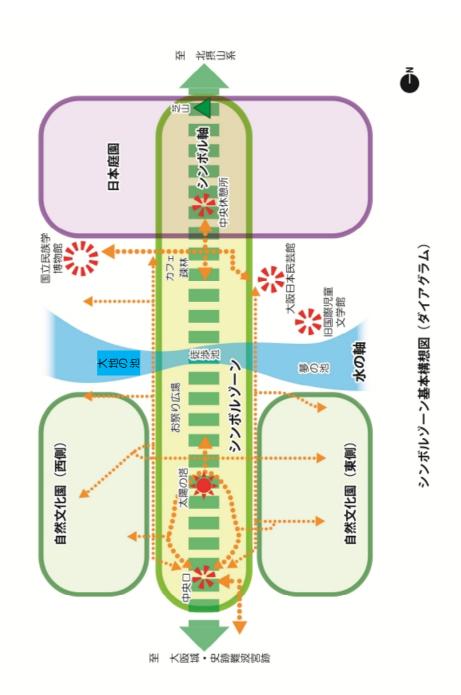
万博記念公園日本庭園八景

広大な万博記念公園の日本庭園において、利用者が見所を共有し、庭園を楽しむ基本として八景を設定する。

○もてなしの場として 各時代の磨固の姿を現し、特に優かた景観を有する八景を設定する。 各場所の特徴に合わせたもでなしを行う。(静寂を味わう、香少を楽した、茶を喫する、和食を楽しむ、日本の行事を楽した) ○美しい景色であるために「質の高い管理、愛着のこもった管理を行う。見所の特性をどうえ魅力を明確に表現していくような管理を行う。



【巻末資料 図5 シンボルゾーンの重点整備1 】



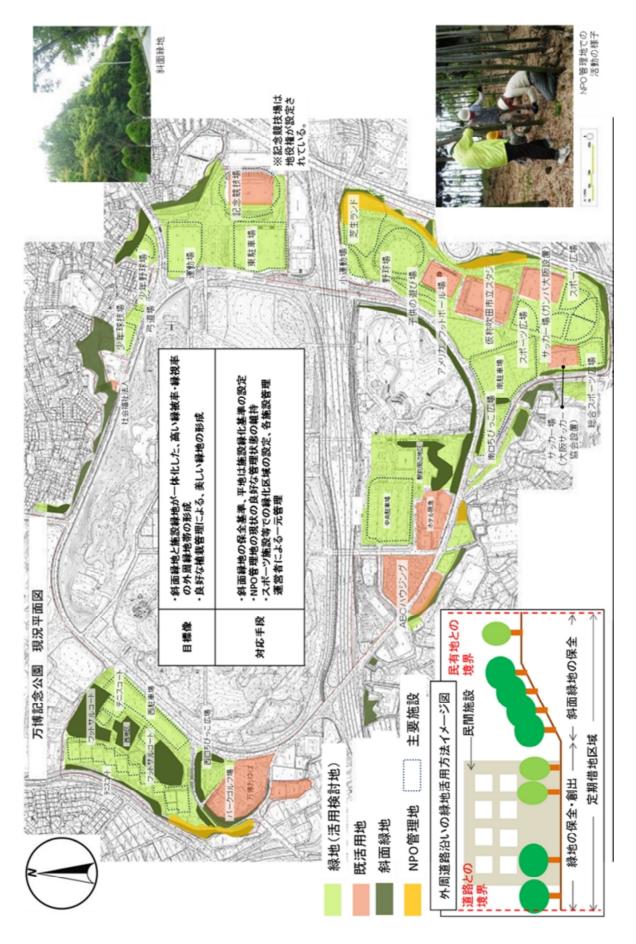
【巻末資料 図6 シンボルゾーンの重点整備2 】



【巻末資料 図7 プログラム提供拠点 】



【巻末資料 図8 外周緑地の保全と活用】



参考図書

<条例>

大阪府日本万国博覧会記念公園条例

<報告書>

万博記念公園基本計画(昭和 47 年(1972 年)) 日本万国博覧会記念協会 万博記念公園と生態学 昭和 47 年(1972) 9.1 日本万国博覧会記念協会 万博日本庭園造庭誌 昭和 55 年 万博日本庭園造庭誌編集委員会

万博公園案内ノート 平成 13 年(2001 年) 5 月 1 日 日本万国博覧会記念協会 公園部緑地課 万博記念公園 将来ビジョン 平成 18 年(2006)7 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構 万博日本庭園改修基本計画 平成 20 年 3 月(2008 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構 京都造形芸術大学 日本庭園・歴史遺産研究センター

自然文化園自立した森調査業務報告書 平成 22 年(2010 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構自立した森密生林毎本調査報告書 平成 23 年(2011 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構自然文化園自立した森調査業務報告書 平成 23 年(2011 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構自然文化園自立した森調査業務報告書 平成 23 年(2011 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構自然文化園自立した森調査業務報告書 平成 24 年(2012 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構自立した森密生林毎本調査報告書 平成 24 年(2012 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構自然文化園自立した森調査業務報告書 平成 25 年(2013 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構自立した森密生林毎本調査報告書 平成 25 年(2013 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構自然文化園自立した森調査業務報告書 平成 25 年(2014 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構自立した森密生林毎本調査報告書 平成 26 年(2014 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構自立した森密生林毎本調査報告書 平成 26 年(2014 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構 2010 26 年(2014 年)3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構

万博記念公園 植栽アセットマネジメント計画策定業務 平成 26 年 2 月 独立行政法人 日本万国博覧会 記念機構

万博記念公園来園者分析等調查業務報告書 平成 26 年 3 月 独立行政法人 日本万国博覧会記念機構 <図書>

日本万国博覧会公式ガイド 昭和44年12月25日 日本万国博覧会協会

森本 幸裕 , 夏原 由博:「いのちの森―生物親和都市の理論と実践 」 平成17年(2005)4月

吉村元男:「森が都市を変える 野生のランドスケープデザイン」 平成 16年(2004)2月

神部四郎次:「田治六郎の世界 万博日本庭園の再発見」 平成14年(2002年),10.13

<資料編>

審議会資料

議事録

大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会検討経過

審議会

口	日	主な内容	
第1回	平成26年2月10日	・(諮問)日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた 将来ビジョン(施設整備及び運営)について・事務局からの公園概要説明・部会の設置について	
第2回	平成26年7月14日	・「太陽の塔」内部公開について・将来ビジョンについて	
第3回	平成26年8月26日	・「太陽の塔」内部公開について ・将来ビジョンについて(中間報告)	
第4回	平成26年11月27日	・将来ビジョンについて	
第5回	平成27年1月22日	・将来ビジョンについて(答申案)	

魅力創出部会

田	日	主な内容
第1回	平成26年5月22日	・「太陽の塔」内部公開について
		・将来ビジョンについて
第2回	平成26年7月30日	・「太陽の塔」内部公開について
		・将来ビジョンについて
第3回	平成26年10月23日	・将来ビジョンについて
第4回	平成26年12月17日	・将来ビジョンについて

[※]第4回は、意見交換会として開催

緑整備部会

口	日	主な内容
第1回	平成26年6月13日	・将来ビジョンについて
第2回	平成26年8月12日	・将来ビジョンについて
第3回	平成26年10月31日	・将来ビジョンについて
第4回	平成26年12月2日	・将来ビジョンについて

大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会委員等名簿

平成27年1月1日現在

氏	名	職名	備考
会 長	更家 悠介	サラヤ株式会社 代表取締役社長 魅力創出部会長	
		(大阪商工会議所 常議員)	
委 員	石川 幹子	中央大学理工学部 教授	緑整備部会長
		(東京大学 名誉教授)	
委 員	篠﨑 由紀子	株式会社都市生活研究所 代表取締役社長	緑整備部会
		(一般社団法人関西経済同友会 常任幹事)	
委 員	寺田 千代乃	アートコーポレーション株式会社 代表取締役社長	魅力創出部会
		(公益社団法人関西経済連合会 副会長)	
委 員	中谷 憲正	中谷機工株式会社 代表取締役社長	魅力創出部会
		(一般社団法人大阪青年会議所 直前理事長)	
委 員	生井 一郎	株式会社阪急交通社 代表取締役会長	魅力創出部会
委員	平田 竹男	早稲田大学大学院スポーツ科学研究科 教授	魅力創出部会

(50音順)

専門	尼﨑 博正	京都造形芸術大学環境デザイン学科 教授	緑整備部会
委員			(造園分野)
専門	小泉 潤二	公益財団法人 国際高等研究所 副所長	魅力創出部会
委員		(大阪大学 特任教授)	(文化・学術分野)
専門	甲谷 寿史	大阪大学大学院工学研究科 准教授	緑整備部会
委員			(建築環境分野)
専門	橋爪 紳也	大阪府立大学21世紀科学研究機構 教授	魅力創出部会
委員			(観光・集客分野)
専門	養父 志乃夫	和歌山大学システム工学部環境システム学科 教授	緑整備部会
委員			(自然環境保全
			· 修復技術分野)
専門	山本 聡	兵庫県立大学大学院	緑整備部会
委員		緑環境景観マネジメント研究科 教授	(緑地景観分野)

(50音順)

大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会規則を公布する。

平成二十六年二月四日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第七号

大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会規則

(顧加)

めるものとする。員等」という。)の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定議会」という。)の組織、委員、臨時委員、特別委員及び専門委員(以下「委第六条の規定に基づき、大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会(以下「審第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)

(猫額)

第二条を議会は、委員十人以内で組織する。

- 任命する。2 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が
- 問とする。3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期

(臨時委員、特別委員及び専門委員)

- 員及び特別委員若干人を置くことができる。第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委
- 干人を置くことができる。2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若
- の 臨時委員、特別委員及び専門委員は、知事が任命する。
- は、解任されるものとする。4 臨時委員及び特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき
- るものとする。5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任され

(邻城)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 理する。 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代

(似瓣)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の
- るところによる。3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

策大条を藩会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- る 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- め指名する委員が、その職務を代理する。5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじ
- 前条第二項及び第三項の規定は、部会の会議について準用する。
- 議会に審議の結果を報告しなければならない。 をもって審議会の決議とすることができる。この場合において、部会長は、審了 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議

(器型)

第七条 委員等の報酬の額は、日額九千六百円とする。

(費用弁質)

条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。第八条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府

(無統)

第九条 審議会の庶務は、府民文化部において行う。

(楸田)

が定める。第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長

当

(て)

1 この規則は、平成二十六年二月五日から施行する。

(大阪府原子炉問題審議会等の委員等の報酬の特例に関する規則の一部改正)

年大阪府規則第二十五号)の一 部を次のように改正する。2 大阪府原子炉問題審議会等の委員等の報酬の特例に関する規則(平成二十三

示すように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

投后後	以 出 症
新十九条 (磊)	ж 十九 % (چ)
例)(大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会の委員等の報酬の特	
第十八条 大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会の委員、臨	
て、大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会規則(平成二十時委員、特別委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間におい	第十八条—第百五十四条 (路)
大年大阪府規則第七号)第七条の規定にかかわらず、日額九千、	
四百円とする。	
第十九条—第百五十五条 (略)	

都観第2639号 平成26年2月10日

大阪府日本万国博覧会記念公園運営審議会会長 様

大阪府知事 松井 一 出事 空

日本万国博覧会記念公園について(諮問)

下記について、貴審議会の意見を求めます。

記

日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン(施設整備及び運営)

以上